

小児慢性特定疾患児日常生活用具・負担額一覧

階層 区分	世帯の階層(細)区分	徴収基 準月額 (B)	加算基 準月額 (C)
	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	0 円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100 円	110 円
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) 2,250 円	230 円
C 2	町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯 2,900 円	290 円
D 1	所得税の年額 2,400 円以下	3,450 円	350 円
D 2	2,401 円 ~ 4,800 円	3,800 円	380 円
D 3	4,801 円 ~ 8,400 円	4,250 円	430 円
D 4	8,401 円 ~ 12,000 円	4,700 円	470 円
D 5	12,001 円 ~ 16,200 円	5,500 円	550 円
D 6	16,201 円 ~ 21,000 円	6,250 円	630 円
D 7	21,001 円 ~ 46,200 円	8,100 円	810 円
D 8	46,201 円 ~ 60,000 円	9,350 円	940 円
D 9	A階層及びB階層を除き前	60,001 円 ~ 78,000 円	11,550 円 1,160 円
D 10	年分の所得税課税世帯で	78,001 円 ~ 100,500 円	13,750 円 1,380 円
D 11	あって、その所得税の額の	100,501 円 ~ 190,000 円	17,850 円 1,790 円
D 12	区分が右の区分に該当する	190,001 円 ~ 299,500 円	22,000 円 2,200 円
D 13	世帯	299,501 円 ~ 831,900 円	26,150 円 2,620 円
D 14		831,901 円 ~ 1,467,000 円	40,350 円 4,040 円
D 15		1,467,001 円 ~ 1,632,000 円	42,500 円 4,250 円
D 16		1,632,001 円 ~ 2,302,900 円	51,450 円 5,150 円
D 17		2,302,901 円 ~ 3,117,000 円	61,250 円 6,130 円
D 18		3,117,001 円 ~ 4,173,000 円	71,900 円 7,190 円
D 19	4,173,001 円以上	全額	左の徴収基準 月額の 10%た

だし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

2人以上の児童が同時に申請する場合は、2人目以降は加算基準月額により算定します。所得税額については、平成23年分所得税から廃止になった「16歳未満の扶養親族に対する扶養控除」及び「16歳以上19歳未満の扶養親族に対する扶養控除上乘せ部分」があるものと想定して算出した税額により決定します。

算出にあたっては、住宅借入金特別控除など適用除外となるものがあります。

用具の価格が基準額を超える場合は、その超えた額についても加えてご負担いただきます。